添付書類①

安全管理規程

九州西濃運輸株式会社
本社：福岡県福岡市博多区井相田１丁目 1-56

制定日：2011 年 4 月 1 日
改定日：2026 年 6 月 1 日

目次

第一章　総則

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章　総則

第一条（目的）
この規程(以下本規程という)は、貨物自動車運送事業法(以下法という)第十四条の規程に基づき、輸送の安全を確保する為に遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第二条（適用範囲）
本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三条（輸送の安全に関する基本的な方針）
1.社長は、輸送の安全の確保が 事業経営の根幹であることを深く認し社内おいて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
また、現場における輸送の安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ 社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2.輸送の安全に関する計画の策定､実行､ﾁｪｯｸ (Plan,Do,Check,Action)を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業を遂行することにより 絶えず輸送の安全性に努める。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

第四条（輸送の安全に関する重点施策）
1.前条の輸送の安全に関する方針に基づき次に掲げる事項を実施する。
① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し関係法令、物流分野(貨物自動車運送)における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、積極的かつ効率的に行うように努めること。
③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し社内において必要な情報を伝達、共有すること。
⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

2. 持ち株会社及び傘下のグループ企業が、密接に協力し一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
3. 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全性の向上に協力するように努める。

第五条（輸送の安全に関する目標）
第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第六条（輸送の安全に関する計画）
前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保する為に必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第七条（社長等の責務）
1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等、必要な措置を講じる。
3. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する
4. 経営トップは、輸送の安全を確保する為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。

第八条（社内組織）
1. 次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について、責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保する為の企業統治を的確に行う。
 ①安全統括管理者
 ②運行管理者
 ③整備管理者
 ④その他必要な責任者
2. エリア統括は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し　管内店所長を統括し、指導監督を行う。
3. 店所長は、エリア統括の命を受け、輸送の安全の確保に関し、店内各課を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については､安全統括管理が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害サイバーセキュリ

ティインシデント等(以下「事故、災害等」という)に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第九条（安全統括管理者の選任及び解任）

1. 取締役及び執行役員、安全に関する部門長のうち、貨物自動車運送輸送全規則第二条の六の規定要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当する事となったときは当該管理者を解任する。
 ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき
 ②身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行う事が困難になったとき。
 ③関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行う事が輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第十条（安全統括管理者の責務）

1. 安全統括管理者は次に掲げる責務を有する。
 ①全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 ②輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立維持すること。
 ③輸送の安全に関する方針､重点施策､目標及び計画を誠実に実施すること。
 ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 ⑤輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて、随時内部監査を行い、経営トップに報告すること。
 ⑥経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
 ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 ⑧整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
 ⑨輸送の安全を確保する為、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 ⑩その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第十一条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

1. 輸送の安全に関する 基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実行する。

第十二条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

1. 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分行うことにより、輸送の安全に関する情報が､適時適切に社内において伝達され共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対抗策を講じる。

第十三条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は社内において、報告連絡体制の周知を図るとともに第１項の報告連絡体制が、十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第十四条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第五条の輸送の安全に関する目標を達成する為、必要となる人材育成の為の教育研修に関する具体的な計画を策定し着実に実施する。

第十五条（輸送の安全に関する内部監査）

1. 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて 輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 また重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了し、その結果として改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保の為に必要な方策を検討し当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第十六条（輸送の安全に関する業務改善）

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保の為に必要な改善に関する方策を検討

し是正措置又は予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保の為の措置を講じる。

第十七条（情報の公開）

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については毎年度経過後１００日以内に外部に対し公表する。
2. 事故発生後における、再発防止対策等、行政処分後に輸送の安全の確保の為に講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には速やかに外部に対し公表する。

第十八条（輸送の安全に関する記録の管理等）

1. 本規程は業務の実態に応じ定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっては、会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録しこれを三年間保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は別に定める。